

令和7年度 集団指導の実施について（緩和型通所サービス事業所）

令和7年8月 土浦市高齢福祉課介護管理係

1 総合事業指定事業者の指導について

「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等の指導監督について」（H27.3.31 厚生労働省老健局長通知）において、事業所への指導は、集団指導の方法で行うこととなっています。

基準型サービス事業所の場合は、居宅サービスや地域密着型サービスの事業所指定を併せて受けているため、集団指導とは別に実地での指導も受ける機会がありますが、緩和型サービス事業所にはこのような機会がないため、市において、運営指導に準じた任意の指導を実施することとします。

実地での指導の頻度は6年に1回以上としますので、対象となった際にはご協力をお願いします。

2 緩和型通所サービス事業所の運営基準について

「土浦市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱」(H29.3.15 告示第 31 号)によります。内容は次のとおりです。

(1) 緩和型通所サービス計画の作成 (39 条)

…必要に応じ、目的及び目的を達成するための具体的なサービスの内容、サービス提供期間を記載した計画を作成すること

(2) 秘密保持等 (15 条準用)

…業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと (職を退いた後も同様)
秘密保持に実効性を持たせるための必要な措置 (事業者・従業員間の誓約書等)
サービス担当者会議等において利用者等の個人情報を用いる際の同意手続

(3) 事故発生時の対応 (16 条準用)

…事故発生時の市その他関係機関への連絡、必要な措置、損害賠償
事故報告書様式は以下のホームページ上に掲載されている様式を使用し、土浦市へ事故発生後 5 日以内を目安に提出してください。続報がある場合は、その都度お願いいたします。

<https://www.city.tsuchiura.lg.jp/kenko-fukushi-iryo/fukushi/koreishafukushi/kakushujigyo-service/kaigohoken/jigyoshamuke-joho/todokede-yoshiki/page013989.html>

※上記ホームページの最後に提示されている様式です。

(4) 事業の廃止又は休止の届出等 (17 条準用)

…届出は 1 か月前まで
届出の時点で現に利用者がある場合は、継続的なサービス提供のため必要な措置 (他事業所への引継ぎ等) を講じること

(5) サービスの内容等の説明及びその提供開始の同意 (31 条準用)

…サービス提供開始に際し、重要事項を記した文書を交付して説明し、提供開始について申込者の同意を得ること

(6) 衛生管理等 (32 条準用)

…事業所の衛生管理に努めること
事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じること (努力義務)

◎運営指導 (実地指導) の際は、これらの基準について文書等を確認することになります。

3 (参考) 指定相当第一号事業及び基準該当第一号事業の運営基準について

令和6年度改正により、総合事業の運営基準が改正され、「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の全部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第84号）」が設けられています。

告示全文:<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227815.pdf>

解釈通知:<https://www.mhlw.go.jp/content/001227732.pdf>

総合事業のサービス事業所の指定基準となる法令ですので、目を通すようにしてください。

4 その他

別添の「6 その他の連絡事項等」のうち、次の項目については緩和型サービス事業にも共通する内容となっていますので、資料の確認をお願いします。

- (1) 「6-1 令和7年度 事業所指導担当者について」
- (2) 「6-2 市からの連絡について」
- (3) 「6-3 各種届出について」

このうち、6-3②の指定更新申請については、地域密着型サービス運営委員会で協議することはありませんので、提出期限は更新予定日の1か月前までとします。(更新予定日の約2か月前に、市から手続について案内します。)

- (4) 「2 運営指導について」

運営指導の内容は資料に記載したようなものとしますが、職員数が少ない等の理由でまとまった時間を確保することが難しい場合は、予め相談があれば柔軟に対応します。